

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院における
入院患者等給食業務委託事業に係る一般競争入札公告

次のとおり、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院における入院患者等給食業務委託事業に係る一般競争入札を実施しますので、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（以下「規程という。」）第5条の規定により公告します。

令和5年12月5日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院長 小嶋裕一郎

1 一般競争入札に付す事項

(1) 業務名

入院患者等給食業務委託

(2) 業務内容

入院患者等の給食に係る全ての業務

※委託業務の詳細は、業務委託実施仕様書（以下「仕様書」という。）に示す。

(3) 委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

2 一般競争入札の参加資格

入札参加申請者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 事業実績のある者

- ・400床以上の複数の総合病院において、仕様書に示す業務を一括して受託し、履行した実績を有すること。

(2) 欠格要件のない者

次の①～④までのいずれにも該当しない者であること。

- ①法人税、消費税及び県税を滞納している者（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ③過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

(3) 次の要件を満たす者

- ① 都道府県の物品調達に関する入札参加資格を有している者であること。
- ② （一財）医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク（患者等給食業務）の認定を受けていること。

- ③ (公社)日本メディカル給食協会の代行保証制度に加入していること。
- ④ 契約締結時まで、施設等賠償責任保険に加入していること。
- ⑤ 次の給食従事者を配置できること。
 - ※資格要件は仕様書に示す。
 - ・受託業務責任者
 - ・栄養担当責任者
 - ・調理担当責任者
 - ・栄養事務担当者
 - ・調理担当者
 - ・給食業務補助者
- ⑥ 令和3年度以降、本件入札公告日までに申請者の本県管轄の支社、営業所(本社が管轄の場合は本社)において、細菌性の食中毒事故等による営業上の行政処分を受けたことがないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒400-8506

甲府市富士見1丁目1-1 山梨県立中央病院 企画経理課 調度担当(柳澤)

電話 055-253-7111 (内線2113)

FAX 055-253-8011

E-mail yanagisawa-yfgj@ych.pref.yamanashi.jp

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

この公告の日から令和5年12月19日(火)までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和5年12月19日(火)までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、入札説明書の様式1~3に付属資料を添えて、3の(1)の場所に持参すること。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和5年12月21日(木)までに書面により通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年12月25日(月)午後2時 山梨県立中央病院 2階 **会議室**

※ 郵送による入札書は受領しない。

(6) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

入札公告に示した委託業務を履行できると院長が認めた入札者であって、規程第8条第2項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 企画提案及び契約に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規程第26条第1項第3号に該当する者については、これを免除する。

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(略)

三 (略) 過去2箇年間に法人、国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 詳細は入札説明書による。